



松前町 議会基本条例いよいよ発進



No.1

何が変わる、これからの議会 !!

- ★1年半かけて、やっと議会基本条例はできました。
- ★これからの更なる議会改革のスタートです。
- ★この条例を基に議会活動を進め、実践していくため引き続き作業部会で細かい規則や申し合わせ事項の見直し等を行い、報告していきます。
乞うご期待を。(今後、3回に渡って経過報告の予定)

ヒストリー (ダイジェスト版)

2015	9月	議員改選が無投票に
	10月	基本条例作成にむけて勉強開始
2016	2月	先進地研修(議会運営委員会)
	4月	基本条例作成検討会発足
	8月	先進地研修(議員全員)
	9月	作業部会発足(議員5名)
	12月	中間報告案提出
2017	2月	最終報告書提出
	3月	本議会提出

松前町議会基本条例・前文

松前町は、豊富な水資源と瀬戸内式の温暖な気候に恵まれ、面積は20平方キロメートルで全町が平野という特徴を生かし、コンパクトで便利なライフタウンを町民と共に目指している。

地方議会は、地方分権の時代にふさわしい二元代表制の下、地方公共団体における意思決定、事務執行の監視等、議会の機能を十分発揮しながら日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指さなければならない。

松前町議会は、この使命を達成するために、地方自治法が定める規定の遵守、公正性と透明性の確保、積極的な情報公開、政策形成への町民参画の推進、議員間の活発な討議、執行機関との緊張関係の保持、議員の自己研さん及び資質の向上等を定めた松前町議会基本条例を、ここに制定する。

☆基本条例の6大特色

- ①情報公開
議会報告会の実施、各会の傍聴、広報充実
- ②監視機能
二元代表制の下、執行機関のチェック
- ③住民参加
意見交換会、議会モニター制導入
- ④自由討議
議員間の積極的自由討議の保障
- ⑤政策立案
研修の充実、政策形成への力量アップ
- ⑥説明責任
議会の議決、運営に自らの責任を果たすこと

構成内容

- 前文
- 第1章 総則(第1条・第2条)
 - 第2章 議会及び議員の活動原則(第3条—第5条)
 - 第3章 議会運営の原則(第6条—第8条)
 - 第4章 町民と議会との関係(第9条—第13条)
 - 第5章 議会と町長等との関係(第14条—第17条)
 - 第6章 議会の透明化と機能強化(第18条—第21条)
 - 第7章 議員定数及び報酬(第22条・第23条)
 - 第8章 最高規範性と見直し手続き(第24条—第26条)
- 附則